

議第 8 4 号

下呂市基金条例の一部を改正する条例について

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

普通財産となった旧学校施設の活用に伴う貸付及び譲渡による収入を、今後必要な学校整備経費の財源に充てる下呂市学校教育施設整備基金を新たに創設するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市基金条例の一部を改正する条例

下呂市基金条例（平成16年下呂市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
（設置） 第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td colspan="3">（1）～（24）（略）</td></tr><tr><td>（25） 下呂市森を育て活かす基金</td><td>森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため</td><td>市長が定める額</td></tr><tr><td>（26） 下呂市学校教育施設整備基金</td><td>普通財産となった旧学校施設の貸付及び譲渡による収入を学校教育施設整備に必要な経費の財源に充てるため</td><td>市長が定める額</td></tr></table>	基金の名称	設置の目的	積立額	（1）～（24）（略）			（25） 下呂市森を育て活かす基金	森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	（26） 下呂市学校教育施設整備基金	普通財産となった旧学校施設の貸付及び譲渡による収入を学校教育施設整備に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額	（設置） 第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。 <table><tr><th>基金の名称</th><th>設置の目的</th><th>積立額</th></tr><tr><td colspan="3">（1）～（24）（略）</td></tr><tr><td>（25） 下呂市森を育て活かす基金</td><td>森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため</td><td>市長が定める額</td></tr></table>	基金の名称	設置の目的	積立額	（1）～（24）（略）			（25） 下呂市森を育て活かす基金	森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額
基金の名称	設置の目的	積立額																				
（1）～（24）（略）																						
（25） 下呂市森を育て活かす基金	森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																				
（26） 下呂市学校教育施設整備基金	普通財産となった旧学校施設の貸付及び譲渡による収入を学校教育施設整備に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																				
基金の名称	設置の目的	積立額																				
（1）～（24）（略）																						
（25） 下呂市森を育て活かす基金	森林環境の保全を目的とした森林整備、人材育成と担い手確保及び木材利用の促進と普及啓発に必要な経費の財源に充てるため	市長が定める額																				
2 （略）	2 （略）																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市基金条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

普通財産となった旧学校施設の活用に伴う貸付及び譲渡による収入を、今後必要な学校整備経費の財源に充てる下呂市学校教育施設整備基金を新たに創設するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 積立基金として下呂市学校教育施設整備基金を追加します。

(第3条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)

